

# 司法支援建築会議運営委員会議事録

(記録：事務局)

1. 日 時：2009年9月11日(金)13時30分～15時50分

2. 場 所：日本建築学会会議室

3. 出席者：委員長 小野徹郎

委 員 有田桂吉、大森文彦、柿崎正義、斎藤賢吉、鈴木計夫、鈴木秀三、  
仙田 満、平山善吉、松原忠策、松本光平、山口昭一、山本康弘

(敬称略)

## 4. 提出資料

- 資料No.2-1 前回議事録(案)(2009.6.12)
- 資料No.2-2 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(最高裁判所)
- 資料No.2-3 鑑定人候補者の推薦(東京高等裁判所)
- 資料No.2-4 鑑定人候補者の推薦(新潟地方裁判所高田支所)
- 資料No.2-5 新任民事調停委員候補者の推薦(東京地方裁判所、平成21年6月3日)
- 資料No.2-6 民事調停委員候補者の推薦(東京地方裁判所、平成21年8月18日)
- 資料No.2-7 東京地方裁判所との打ち合わせ(8月11日)
- 資料No.2-8 よりよい建築のための失敗の博物館「鑑定/調停実績報告書データベース」公開
- 資料No.2-9 横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所への講師推薦
- 資料No.2-10 建築紛争フォーラム「建築紛争の現状と課題 - 地震と建築紛争」開催
- 資料No.2-11 第10回講演会「建築紛争と受忍限度」開催
- 資料No.2-12 会報8号の刊行
- 資料No.2-13 司法支援建築会議活動の対外的発信(総合論文誌での特集提案)
- 資料No.1-14～1-16 司法支援建築会議会員候補者申し込み(3件)

## 5. 審議事項

### ・確認事項

1. 前回議事録(案)について

前回議事録案(6月12日)を確認のうえ承認された。

### ・報告事項

1. 裁判の迅速化に係る検証に関する報告

仙田委員より、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(分析編)」(平成21年7月最高裁)をもとに、建築関係訴訟の平均審理期間が他分野に比べ短縮していない理由について以下の説明があった。

- ・建築は専門分化が進んでおり専門家の知見不足や争点多数が争点整理の長期化の大きな要因である。
- ・契約書や設計図面等の客観的な資料が不足している。
- ・鑑定の長期化が審理期間を長期化させる要因の一つである。
- ・当事者間の感情的対立が激しい場合には長期化の大きな要因となる。
- ・今後リフォームによる改修が増加する傾向にあるが設計図書・見積書・契約書が不備なケースが多いために建築紛争の増加や長期化する要因となる。
- ・最高裁では審理期間を短縮する具体的な方策について今後4年間検討することになっている。

2. 部会報告

(1) 支援部会

田中部会長欠席のため、山本委員から以下の報告がなされた。

1) 鑑定人候補者の推薦（東京高等裁判所）

最高裁から依頼のあった東京高等裁判所からの鑑定人候補者推薦については、小島孝豊氏（㈱IK都市・建築企画研究所代表取締役所長）を推薦した。

2) 鑑定人候補者の推薦（新潟地方裁判所高田支所）

最高裁から依頼のあった新潟地方裁判所高田支所からの鑑定人候補者推薦については、吉崎征二氏と丸山一男氏（㈱アミック顧問）を推薦した。

3) 新任民事調停委員候補者の推薦（東京地方裁判所）

東京地方裁判所民事22部から依頼のあった新任民事調停委員候補者の推薦については、板谷光男氏、菊地敬郎氏、内藤龍夫氏、西野敬史氏（(有)クラスタ代表取締役）、丸山一男氏（㈱アミック顧問）を推薦した。

4) 民事調停委員候補者の推薦（東京地方裁判所）（新任・再任）

東京地方裁判所民事22部から依頼のあった新任民事調停委員候補者ならびに任期満了に伴う再任推薦については、支援部会で候補者の推薦を行い次回の運営委員会に報告する。

5) 東京地方裁判所との打ち合わせ報告

8月11日に行われた東京地裁民事22部の河野清孝総括判事との打ち合わせについて、山本委員から以下の報告があった（学会側：田中淳夫支援部会長、山本康弘前支援部会長）。

- ・東京地裁の建築訴訟の新受件数は、ここ数年は300～500件で推移していたが、平成20年度は700件を超えた。このように多くの建築訴訟事件を処理するには専門家の調停委員や専門委員に頼らざるを得ない。
- ・東京地裁の調停委員は115名であるが全体的に高齢化が進行している。調停委員の定年は70歳であるが、東京地裁では特例として何人かの方は70歳を超えても調停委員をお願いしているが、74歳を超えると最高裁は再任をなかなか認めない。増加する建築訴訟に対応するためにはここ1～2年で調停委員を確保したい。新任の調停委員が入らないと調停技術の継承ができない。
- ・司法支援建築会議には新任調停委員候補者の推薦でご協力いただきたい。学会からの推薦は今後毎年10名程度を増員し5年後には130名程度を目標にしている。70歳定年もあるので毎年20名程度の新任調停員を任命したい。
- ・部会では、鑑定人や調停委員を推薦の推薦母体となる登録会員の若返りや、支援部会メンバーの構成（特に構造、材料施工分野の増強）の見直しや若返りをはかることにしている。

（関連意見）

- ・瑕疵の修補となると必ず積算が関係してくる。積算協会と協力して積算の専門家を登録会員としてはどうか。
- ・積算は専門業務でありそれをボランティアで行うのはいかなものか。調停ではなく鑑定業務として適正な対価を支払って行うべきではないか。

（2）調査研究部会

- 1) 松本部会長から、登録会員から提出された鑑定・調停の実績報告書を部会で編集作業のうちデータベース化を行い2008年度から試行的に登録会員限定で公開した。試行期間中特に問題はなかったので会員に対して公開したいとの説明があった。検討の結果データベースに対する質問は部会が受けることで公開を承認した。

## 2) 代金の定めのない設計・工事監理契約における報酬算定要領

松本部会長より、東京地裁の依頼により「代金の定めのない設計・工事監理契約における報酬算定要領案」を検討中であり、報酬の算定方法の類型として告示方式と比例方式を併記して算定要領案を近じかまとめる予定であるとの説明があった。

(関連意見)

- ・工事費に料率を掛けて設計料算定するのは学会として相応しくない。法的な判断に使うのは告示方式が妥当である。  
部会として東京地裁には両案併記で提出するがどちらを採用するかは裁判所が判断すること
- ・告示方式が社会的な判断のベースになる方向ではないか。「告示方式がベースとしてあるが工事費比例方式は一般的に使われている」というようなコメントを付してはどうか。

## (3) 普及・交流部会

柿崎部会長から、横浜地方裁判所・さいたま地方裁判所への講師推薦、大会研究集会として8月28日午後東北学院大学で開催された建築紛争フォーラム「建築紛争の現状と課題」の結果報告(参加者は約65名)、第10回講演会「建築紛争と受忍限度」開催企画、会報8号の刊行(8月末)等について報告された。

## (4) 修補工事費の見積り方法検討小委員会

池永主査結欠席のため、山本委員から修補工事の積算、見積りの考え方とまとめ方を検討中であるとの報告がなされた。

## .審議事項

### 1. 今年度の活動方針

前回運営委員会での検討に引き続き、小野委員長から以下の3課題について活動方針の説明がなされ議論がなされた。

#### (1) 地方在住会員の活用、活動の場の設定

(小野委員長)

地方在住会員の活動の場が必要である。地方の裁判所と地方在住会員との交流の場の設定などは検討に値する。また現在、司法支援建築会議としては地方組織を有していないが、現在の最高裁と司法支援会議との関係を変更しない範囲での支部組織の立ち上げは地方在住会員にとって必要ではないだろうか。本日ご意見をうかがって次回あたりに組織案を提案したい。

(意見)

- ・支援建築会議の支部組織を作ることは運営費等かなりの費用がかかる。支部組織の中でないと運営面で支部から面倒をみてもらえず活動がしづらい面がある。
- ・近畿支部では支部常議委員会の中に司法支援の担当を決めて対応している。
- ・今回の大会建築紛争フォーラムに関係して東北工大の田中先生にネットワークの立ち上げを提案したが現状ではまだ時期尚早のように思われる。
- ・支部の中におくべきだが支部により温度差がある。
- ・この問題は地域の実情を考慮しながらできるところから少しずつ進めるべきだ。例えば支援組織を東海で立ち上げてみる。近畿は組織がなくとも既に大阪地裁と密接に連携した活動を行っている。
- ・上記のご意見には賛成である。支援組織は登録会員を中心に自然発生的に立ち上がるべきも

の

- ・地方の裁判所は最高裁を通して支援建築会議に調停委員や鑑定人の推薦を依頼する。その辺も考えないと。
- ・支部地域の盛り上がりを待ったほうがよい。
- ・支部の中の組織とするのなら本部から何らかの支援ができるのではないか。

### (2) 司法支援建築会議活動の対外的発信(総合論文誌での特集提案)

(小野委員長)

創立以来、司法支援会議は先輩会員、現会員の皆様のお陰で大いに成果を上げてきた。しかしそれらの成果はある限られた領域に対してから知られていないところがあり、法曹関係の方々との懇談の中でも十分我々の成果が発信されているとは思えない場合もある。総合論文誌等の学会が有している情報発信のツールを有効に使い、専門家から一般に対してまでも有効な情報発信をしていきたい。当面は総合論文誌での特集号の計画を行う。

(意見)

- ・鑑定書を論文と同程度に権威を持たせることが優れた鑑定をしていただく上で必要になる。
- ・論文誌の内容は建築紛争の現状や内容、鑑定・調停の事例報告等々。

(結論)

2010年1月の総合論文誌委員会に企画案を提出するので次回の委員会で企画案を検討する。

### (3) 支援会議会員の若年層への拡大

(小野委員長)

司法支援会議の重要性が増す状況の中で組織の若返りを図ることは必須の事項である。司法支援の性格から経験が大きな力になることは当然で、その意味では経験豊かな方々の力にお借りし、ご協力いただくことは当然であるが、組織が継続的に、健全に発展するにはバランス良い構成が必要である。若い方々の参加を呼びかけていきたい。

(意見)

- ・運営委員会規程には「登録会員は学会関係機関ならびに運営委員会から推薦された50歳以上70歳未満の個人会員を対象とする」とある。公募はできないので常置調査研究委員会や支部に推薦してもらってはどうか。
- ・最近の建築紛争にはなからず積算の知識が必要になるので積算協会に推薦を依頼してはどうか。ただし学会の会員という限定はある。

## 2. 司法支援建築会議会員候補者申し込み

事務局より、当会議の会員登録申請書3件の説明がなされ検討の結果会員登録を承認した。

- ・飯田恭一氏(日本不動産研究所、65歳)
- ・後藤伸一氏(ゴウ総合計画㈱、60歳)
- ・半貫敏夫氏(日本大学教授、67歳)

### ・次回開催

- ・日時: 11月20日(金) 14時~16時
- ・場所: 建築学会会議室

以上